

ACSV MONTHLY LETTER

伊勢志摩サミット後、安倍首相が10%への消費税増税を2年半再延期すると表明しました。他の消費税改正事項には言及していませんが、今後の主な消費税改正スケジュールについて説明します。

● 消費税改正スケジュール

平成29年4月に予定されていた8%から10%への消費税増税は、さらに2年半再延期され平成31年10月からとなりました。再延期にともない当然に延期される事項もありますが、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入時期については、今後の動向が注目されます。

日付	改正事項
H31/4/1～	適格請求書（インボイス）発行事業者の登録受付
H31/10/1～	消費税増税8%→10% 食料品等に軽減税率導入（見込み） ※1
H33/4/1～	インボイス制度の導入
～H34/12/31	住宅ローン控除の限度額が増額（見込み） ※2

※1 飲食料品（酒類を除く）と定期購読した新聞などについては増税後も8%となります。

※2 特定取得（消費税8%または10%適用）に該当する場合は、控除限度額（年末ローン残高×1%）が原則20万円→40万円と増額されます（認定住宅は原則30万円→50万円）。なお、個人間売買ではそもそも消費税が課税されていないため特定取得とはなりません。

インボイス制度については次号以降で説明する予定です。

【夏季休業のお知らせ】

8月11日（水）～15日（月）は夏季休業させていただきます。

また、お盆明けは8月16日（火）から営業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付（第1期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。